# 独立役員届出書

#### 1 其太情報

会社名	コスヲ	コード	5021						
提出日		2022/6/9	異動(予定)日	2022/6/23					
独立役員届出書の 提出理由 定時株主総会に社外取締役の選任議案が付議されるため。									
☑ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)									

### 2 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

来早	番号 氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)									. 異動内容	本人の 同意			
田力			<b>杰工</b> 仪員	а	b	С	d	е	f	g	h	i	j	k	該当なし	一共刻四台	同意
1	高山 靖子	社外取締役	0												0		有
2	浅井 恵一	社外取締役	0										Δ				有
3	井上 龍子	社外取締役	0												0		有
4	栗田 卓也	社外取締役	0												0	新任	有

#### 3 独立役員の居性・選任理由の説明

<u>3.</u>	<u>独立役員の属性・選任理由の説明</u>								
番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)							
1	該当事項はありません。	高山靖子氏は、資生堂のお客さまセンター所長やCSR部長、常勤監査役を歴任され、現在千葉銀行、三菱商事、横河電機の社外取締役・社外監査役を務められています。同氏には資生堂での経験や現在の社外役員としての当社の属する業界にとらわれない知見から、引き続き非常勤の独立社外取締役監査等委員として適任であると判断し、その経験を経営の監督に活かして頂けることを期待するものです。							
		また、左記のとおり、同氏は上記aからlのいずれにも該当しておらず、一般株主との間で利益相反が生じるおそれがないと判断しております。							
2	りました。	浅井恵一氏は、三菱商事に入社後、石油販売・需給・精製など石油事業の各部門を経験し、米国やインドも駐在するなど、ほぼ一貫してエネルギー部門を歩んでこられました。2009年に同社執行役員就任後、2013年にリチウムエナジージャパンの取締役副社長を経て、2014年からはKHネオケムの代表取締役社長に就任するなど、会社経営全般に豊富な知見と経験を有することから職務を適切に遂行いただけるものと判断し、同氏を非常勤の独立社外取締役監査等委員として推薦するものです。							
		また、同氏は左記の通り属性Jに該当しておりますが、当事業年度における同社および 当社それぞれの連結総売上高に占める相手方への売上高は、当社の「独立社外取締役の 独立性判断基準」である2%未満(実績値0.4%)であることから、同氏は十分に独立性を有 していると判断しております。							
3		井上龍子氏は、1981年に農林水産省入省後、2003年にFAO(国連食糧農業機関)・WFP(国連世界食糧計画)に対する常駐日本政府代表に就任し、世界経済の成長へ寄与されました。現在は日鉄物産の社外取締役を務められ、2017年には弁護士登録し、渥美坂井法律事務所・外国法共同事業に所属して今に至っております。同氏には農林水産省でのご経験や現在の社外役員および弁護士としての豊富な経験から職務を適切に遂行いただけるものと判断し、同氏を引き続き社外取締役として推薦するものです。なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。							
		また、左記のとおり、同氏は上記aからlのいずれにも該当しておらず、一般株主との間で利益相反が生じるおそれがないと判断しております。							
4		栗田卓也氏は、国土交通事務次官等を歴任され、国土政策を指揮する等の豊富な経験を有しております。当社の経営、特に再生可能エネルギー事業といった分野を中心に、客観的・中立的な立場から有益かつ多様な視点で助言を賜り、職務を適切に遂行いただけるものと判断し、同氏を社外取締役として推薦するものです。なお、同氏は直接会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。							
		また、左記のとおり、同氏は上記aからlのいずれにも該当しておらず、一般株主との間で利益相反が生じるおそれがないと判断しております。							

## 4. 補足説明

- ※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
- ※2 役員の属性についてのチェック項目 a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
  - b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
  - c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役 d. 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)

  - e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
  - f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者 g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
  - h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家 i. 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者) j. 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

  - k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ) l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- 以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
- ※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。 ※4 a~ | のいずれた記述している場合には、その旨(概要)を記載してください。
- ※5 独立役員の選任理由を記載してください。